

## (1) 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	代 表 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃掃出物
	2 汚 泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルビット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの 浄水場の沈殿池汚泥
	3 廃 油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類
	4 廃 酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0を超えるもの）
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液（水素イオン濃度指数（pH）12.5未満のもの）
	6 廃 プラスチック類	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリスチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
	7 ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	8 金 属 く ず	研磨くず、切削くず、缶類
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、ガラスくず、がいし、コンクリート製造工場の不良品
	10 鉱 さ い	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鋳物砂、不良鉱石
	11 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルトの破片その他これに類する不要物
	12 ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙 く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの</li> <li>・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）に係るもの</li> <li>・出版業（印刷出版を行うもの）に係るもの</li> <li>・製本業・印刷物加工業に係るもの</li> <li>・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）</li> </ul>
	14 木 く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係るもの</li> <li>・パルプ製造業に係るもの</li> <li>・輸入木材の卸売業に係るもの</li> <li>・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）</li> <li>・物品賃貸業に係るもの</li> <li>・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）</li> </ul> ※ 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずは業種を問わず事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当する。
	15 織 維 く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず</li> <li>・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）</li> </ul>
	16 動 植 物 性 残 さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物</li> <li>・食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物</li> </ul>
	18 家 畜 ふ ん 尿	畜産農業に係るもの
	19 家 畜 の 死 体	畜産農業に係るもの
20 令第2条第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化化物等）	